

可觀小説卷十四

一、水戸は御三家にあらずとの説

水戸西山黄門の話に、世に尾張・紀伊・水戸是を三家と覺え居る是は意得違也。公方の家と尾張・紀伊是を三家と云事也。水戸の家は、右三家の後見の様なるものにて、三家に吾儘成事あれば異見をも加へ、行跡を吟味する役目也と仰けるを、大久保長三郎長榮承り候よし。直談也と云。

此儀余が舊聞とは相違に付、此所にしるし置もの也。余聞。東照宮御定は、公方家と尾張・紀伊を以て三家とし、水戸は常江戸にて、公方の御床机代との御儀に候處、大猷公の時公方と三家と申儀を御嫌被成、初て三卿と云名目を御立被成、尾張・紀伊・水戸を三家と被成候。此儀西山公御存知なき事は無之筈に候。態と右の通に被仰候ものか。

一、喜多見若狭守一家斷絶の事

憲廟の御時、生類哀憐といふ御法いで、夥敷人命を損じ候事どもあり。先づ其最初の一件は、八丁堀に秋田淡路守

吾妹權十郎妻と密通いたしけり。然處權十郎御赦免なされければ、當分自分の屋敷とては無之、則茂兵衛方へ落着居候。茂兵衛件の不義在之に付、手前に指置ては己が不屈も成がたく、悪事の露顯も心うく成ける故、權十郎亂氣いたし理不盡に切廻り候故、無是非及殺害に候よしにて切殺し申候。喜多見若狭は伯父の事なれば、權十郎亂氣の由同意に偽り申上る。されども權十郎家來ども、承引不仕訴之間、御詮議きび敷、段々茂兵衛重悪不義露顯しけるほどに、千住のはりつけ場にて縛り首を切れける。金丸金左衛門と云同心首打けるが、切付申さぬ者にて首掛りける故、二三度切付けれどもはなれず。うつぶしに切りのめし、ぐうぐうと呻吟く所を、脇より穢多が搔首にいたしけり。妹は屋敷にて打首になりけり。若狭守人非人の行ひなる者を方人いたし、御役がらの身として上を掠申段、重々不屈のいたり也。依之松平越中守に御預になりけり。然るに此若狭も亂氣のやうに成、毎日御清をいたし候とて、新ら敷小袖一つ宛着替候。其外何かと殿中御内證の儀も、むざと不問語りをいたし、事六ヶ敷申に付、越中守より委細言上するゆゑ、疎

邸あり。其邸に唯越甚太夫と云ものあり。其者方へ町同心の山本兵太夫見舞に參り咄居候時、庭へ燕飛來候を、甚太夫子竹松十五吹矢にて吹申度よしを云。父も兵太夫も不苦事吹けとて、竹松吹き候へば、あやまたず燕に中りける。其矢を負ひながら燕は屋敷の外へ飛去り、隣を隔て、喜多見若狭守出頭後下屋敷の辻番の前へ飛下りぬ。辻番人ども是は如何なる事ぞ。生類御哀憐きび敷御法度の砌、かゝる不屈かなとて、右のつばめをとらへんとする所へ、甚太夫下女、屋敷の外へかけ出で、件のつばめを見付、辻番のきはへ走り行、それは此方にて薬にいたし候とて吹申候。此方へ下されと申せば、いよ／＼以て不渡故、下女は屋敷へ歸りけるほどに、淡路守屋敷の者吹たると早速知たり。辻番右のつばめを若狭守へ指上、御詮議の上にて、唯越甚太夫・同竹松、千住の礫場にて斬罪に行はれけり。山本兵太夫は同席に有之候故、遠島に處せらる。扱喜多見若狭伯父喜多見茂兵衛二千石、妹婿に朝岡權十郎とて御小姓を勤めるが、聊の罪科有て松平日向守に御預けになりけり。さるに依て内儀は茂兵衛方へ販りたり。此茂兵衛は禽獸同前の人非人にて、

服を着せ申やうにと仰付られ、其後は木綿を着せ、諸事嚴敷、後はうき目にて死申たる也。

甚太夫切られ候砌、三年の内には喜多見の家を取潰し可申候。いかに御法度なればとて、燕一つの事にて、人の命父子ともにたゝる事哉ある。剩へ士たるものを斬罪に行ふ事、無念骨髄に徹す。今に見よおのれ等と、あたりをにらみ獨言仕候。此日二十三日なりしが、茂兵衛きられ候も二十三日、則甚太夫を斬罪の場也。若狭が御預に成しも二十三日と云。

一、栗山大膳主家を訴ふ

黒田右衛門佐忠之は猛將也。猷廟の御時黒田が家老栗山大膳、主人の悪事を公儀へ告訴たり。仍之於御城中、右衛門佐と大膳對決すべきよし命ぜらる。此時忠之言上あるは、公事の理非は如何様にもあれ、主従の間にして對決との御事は、前代未聞と存候。且某が家は松平の御氏稱を賜り有之候へば、冥加も恐敷候條、只々切腹仰付られ候様にと急度申上らるゝ所、上意にも相叶ひ、尤に思召候間、右衛門佐申分は御直に可被聞届候。大膳が口上は御老中を以て御